

税務課からのお願い

申告会場は大変混み合います。申告相談を円滑に行うため、次のことにご協力ください。

▼市で受付できない申告があります

「青色申告」、「消費税」、「相続税」、「贈与税」、「令和2年分以前の所得税の確定申告」については、お受けできません。また、申告内容によっては税務署での申告をご案内する場合があります。

▼新型コロナウイルス感染予防対策にご協力を

受付時に検温を実施いたします。体温が37・5℃以上の場合や、体調がすぐれない方については、申告相談をお断りさせていただく場合があります。また、申告会場ではマスクの着用をお願いします。

※会場の混雑を避けるため、車で申告会場にお越しの方について、受付後、相談開始まで車で待機していただく場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

▼あらかじめ書類の分類および集計を

【営業・農業・不動産収入のある方】

平成26年分から、すべての事業者に対して記帳と帳簿の保存が義務付けられています。そのため、必ず収支内訳書（または、収入と経費の科目ごとの金額を明確にした帳簿）を作成してご持参ください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、できるだけ会場の混雑を避け、相談時間の短縮に配慮しなければなりません。収支を全く集計されていない方については、ご自身で書類を作成していただいた後に、再度申告相談をしていただく場合があります。新型コロナウイルス関連の給付金や助成金には申告が必要なものがあります。内容をご確認のうえ、申告漏れのないようお願いいたします。

【医療費控除の申告を行う方】

「医療費控除の明細書」の添付が必要です。令和3年1月1日から令和3年12月31日の間に支払った医療費について作成した明細書または、「個人ごと」および「医療機関ごと」に集計したものをお持ちください。

※集計をされていない方は、ご自分で集計後に相談となりますので順番が遅くなる場合があります。※インフルエンザ等予防接種や診断書料は控除対象外になります。

▼申告前に書類の確認を

添付書類が不備の場合は、申告相談を受けられない場合がありますので22ページの「申告前に書類の確認を」を参考に事前にご確認ください。

令和4年度 「市・県民税」

申告相談

申告日程 **2月2日(水)～3月15日(火)**

申告に関する相談、お問合せ 税務課市税係 ☎62-1116

※申告相談期間中は、職員が申告会場に出向いているため、電話でのお問い合わせに即答できない場合があります。

「令和4年度市・県民税」の申告は、令和3年中の収入や控除について申告していただくものです。地区ごとに申告日を指定していますので、日程表を確認のうえ、指定の会場で申告してください。なお、未申告の場合、所得証明書や課税証明書等の税に関する証明書の交付が受けられないほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定や各種行政サービスにおいて不利益が生じる場合があります。

申告が必要な方

令和4年1月1日現在、北秋田市にお住まいで次の①から④のいずれかにあてはまる方

①営業、農業、不動産（小作料など）、山林、譲渡、配当、一時所得（保険金など）、雑所得（個人年金など）などの所得があった方

※取用等による譲渡所得がある方で、特別控除の適用により譲渡所得が生じない場合でも、国民健康保険税等の軽減判定や扶養控除の可否判定は特別控除前の合計所得金額で行いますので申告が必要となります。

②給与所得者で次のいずれかにあてはまる方

▽給与以外の所得がある方
▽勤務先で年末調整をしていない方
▽勤務先から北秋田市に給与支払報告書が提出されていない方
▽医療費控除、扶養控除（源泉徴収票に記載がなく追加する場合）、寄附金控除、住宅ローン控除など各種控除を受ける方

③公的年金等受給者で次にあてはまる方

▽年金以外の所得がある方

▽生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、扶養控除（源泉徴収票に記載がなく追加する場合）など各種控除を受ける方

④無収入または非課税収入（遺族年金、障害年金、失業保険など）のある方で次のいずれかにあてはまる方

▽国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方または加入予定の方
▽福祉、保育、教育関係や公営住宅など各種行政サービスの手続きにより申告が必要な方
▽税に関する証明書の発行が必要な方

申告する必要のない方

次の①から④のいずれかにあてはまる方

①所得税の確定申告をされる方
②給与以外の所得がなく、職場で年末調整をしている方
③公的年金等以外の所得がなく、各種控除を受けない方
④北秋田市内に居住している親族の税法上の扶養親族となっている方

マイナンバー（個人番号）の確認書類が必要です

申告の際は、マイナンバーの番号確認書類と身元確認書類をお持ちください。

（配偶者、扶養親族、事業専従者がいる方は、その方のマイナンバーが分かるものもお持ちください）

◎番号確認書類 ※いずれか1つ

マイナンバーカード／マイナンバーが記載された住民票の写しなど
※「通知カード」は記載事項（氏名、住所等）に変更があった場合、番号確認書類としては使用できません。

◎身元確認書類 ※いずれか1つ

運転免許証／健康保険証／パスポート／障害者手帳など
※マイナンバーカードを提示される場合は、身元確認書類は必要ありません。

パソコンやスマートフォン、タブレットを利用した確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで所得税、消費税及び贈与税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書等を作成できます。

スマホ専用画面の「確定申告書等作成コーナー」は、給与所得や雑所得（公的年金等）、一時所得等に対応しています。確定申告時期は24時間ご利用可能です。

※新型コロナウイルス感染予防の観点から、パソコン・スマートフォンでの確定申告や郵送での提出が可能な方は、ぜひそちらをご利用ください。

大館税務署からのお知らせ

所得税の確定申告をされる方へ

【確定申告書作成会場】 大館税務署 大館市赤館町2-16

※駐車可能台数に限りがありますので、ご来場される場合は公共交通機関をご利用ください。

【設置期間】 令和4年2月7日(月)～3月15日(火)
《土、日、祝日を除く》

【開設時間】 9時～17時

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要になります。

入場整理券の配付方法は次のとおりです。

①申告書作成会場当日配付

当日分の入場整理券を会場受付で配付します。受け取った整理券に記載の時間帯に来場してください。

なお、発行枚数に限りがあるため、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

②LINEアプリによる事前発行

LINEアプリを利用したオンラインによる事前発行です。国税庁を友達に追加後、「相談を申し込む」から申し込み可能です。追加にはQRコードをご利用ください。



国税庁LINE
公式アカウント

☎ 大館税務署 ☎0186-42-0671

市役所等で発行している申告に必要な書類

○社会保険料の納付額確認書

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額確認書が必要な方には、本庁および宮前町庁舎（国民健康保険税のみ）、各総合窓口センターで無料交付しています。なお、特別徴収（年金天引き）された税・料金については、特別徴収分の二重控除を避けるため、原則納付額確認書を発行していません。各年金保険者（日本年金機構など）から送付される「公的年金の源泉徴収票」をご確認ください。

※交付申請には身元確認書類が必要です。

○障害者控除対象者認定書

精神や身体に障害のある65歳以上の方で障害者手帳等の交付を受けていない方を障害者控除に適用する場合は、福祉課地域障がい福祉係から障害者控除対象者認定書の交付を受け、申告会場等にお持ちください。

